

「解体業、破砕業に係る許可基準等について（案）」に関する 意見募集の結果について

パブリックコメントの実施及び結果

「解体業、破砕業に係る許可基準等について（案）」に関し、平成15年3月31日から4月25日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）を実施した。電子メール、郵送及びFAXにより意見を受け付けたところ、合計で110件の意見が寄せられた。

意見の概要及びそれを踏まえた対応等

提出された意見の要約を項目ごとに整理すると別紙1のとおりであり、これらの意見を踏まえた対応及び考え方については、以下のとおりである。

1. 解体業に係る許可基準等について

(1) 意見を踏まえた修正（案）

寄せられた意見を踏まえ、「解体業に係る許可基準等について（案）」のうち、基準に係る部分について下記のとおり修正を行うこととしたい。（修正後の案は別紙2）

廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車の保管施設について、以下のとおり修正（別紙2のp2参照）

廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該使用済自動車から廃油及び廃液の抜き取り及びその漏出防止措置が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

（中略）

二 廃油、廃液の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること

また、併せて同項目の留意事項に以下の記載を追加。

・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（2））に示す要

件を満たす場所)に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。

(理由)

廃油、廃液の漏出防止のためには、これらの抜き取りと併せて、開口部に栓をする等により抜き取り後に多少残存する廃油等の漏出防止措置を講ずることが必要であることから、その旨を追加するとともに、油水分離装置では廃液の除去・分離は期待できないことから表現の適正化を図るもの。(廃液の外部流出防止措置については、標準作業書に記載を求めらる。)

また、そもそもこうした保管場所を設けずに、廃油等の地下浸透防止及び外部への流出措置が講じられた解体作業場へ直ちに搬入する(そのまま直ちに解体作業を行う、又は解体作業場の一部の区画に保管する)ことも廃油等の漏出防止の観点からは効果的である。本基準案は、「使用済自動車を保管しようとする場合」の基準であり、そもそも保管しない場合にはこの限りでない旨が暗に示されているところであるが、それをより明らかにするため、留意事項に記載を追加するもの。

解体作業場の満たすべき要件のうち、三(廃油、廃液の外部への流出防止措置)について、以下のとおり修正(別紙2のp5参照)

三 廃油—廃液の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがなく、かつ、標準作業書により外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨明らかにされている場合にはこの限りでない。

(理由)

屋根・壁のある密閉性の高い小規模な屋内作業場で解体を行うような解体業者では、解体作業場への風雨の吹き込みもなく、解体に先立ち廃油、廃液の回収を徹底するとともに、万一漏れた場合にも直ちに拭き取る等が可能であり、外部への汚水がそもそも発生しない場合が想定されるため。

また、併せて、「外部に汚水が流出するおそれがない」場合について、留意事項の中で具体的に示すこととする。

解体業申請者の能力に係る基準のうち、「標準作業書」に記載すべき事項の口及び八に

ついて、以下の通り修正（別紙2のp9参照）

ロ 廃油、廃液の抜き取り、外部への流出防止及び保管の方法

ハ 解体の方法（指定回収物品及び再資源化基準に基づき回収すべき物品の回収方法を含む）

（理由）

（ロについて）

廃油・廃液の適正な処理のためには、万一漏出した場合の外部への流出防止の措置をあらかじめ検討しておくことが必要である。特に、廃液については、油水分離装置による分離、回収が行えず、事前の抜き取り及び漏出した場合には直ちに拭き取る等の漏出防止措置により外部への流出防止を図る必要があることから、これらの措置について標準作業書への記載を求めることとするもの。

（ハについて）

再資源化基準において、廃油、廃液等について回収することとされていることから、それらの回収方法についても指定回収物品と同様に標準作業書への記載を求めることとするもの。

解体業の再資源化基準中、（2）解体の方法について、以下のとおり修正（別紙2のp12参照）

解体自動車の再資源化を促進するため、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管を分別回収するとともに、技術的かつ経済的に可能な範囲で再資源化を自ら実施する又は実施できる者に引き渡すこと。

（理由）

留意事項に記載しているとおり、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液については、これらを解体の工程で分別回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的であることに加え、これらを解体工程で回収しない場合には、自動車破碎残さの中に混入しリサイクルを困難なものとする事等から、分別回収を求めることとしている。大型バス等の室内照明器具に使用されている蛍光管については、微量ながら水銀を含有し、「事前選別ガイドライン」においても事前回収すべき物品として掲げられているところ、これらの物品と同様の扱いとすることが適当であると考えられる。

(2) その他の意見

その他寄せられた意見のうち主なものの内容及びそれに対する考え方は下記のとおり。また、下記に示したものの以外の意見に対する考え方は、別紙1の中で整理した。

ア 許可基準関係

全体的な意見として、

解体作業場、保管場所等を区分して具体的に基準を設定したこと等を評価し、本案に基本的に賛成する旨の意見が多かった。一方で、より厳しい基準を設定すべきとの観点からの意見と、本案の内容でも中小零細事業者には対応困難との意見の双方が見られた。

また、「標準作業書」により許可申請者の能力を測るとともに施設基準を補う形としている点に関しては、これを評価する意見がある一方で、標準作業書（により施設面での基準を免除すること）が抜け道となることを懸念する意見や、標準作業書の実効性を担保する手段、具体的には事業者自身による確認の徹底や行政による監査等が必要であるとの意見があった。

(考え方)

について

本基準案は、中小零細業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするとの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。

なお、本案の内容でも対応困難という中小零細業者に関しては、現在、解体業者にも適用可能な財政面での支援措置として、中小企業金融公庫等におけるリサイクル施設等に係る低利融資制度や、固定資産税に係る課税標準の特例の税制優遇措置がある（別紙参照）。

について

標準作業書は、解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものであるか否かの判断基準の一つとして導入したものであり、施設の基準等と相まって解体業が的確に、かつ継続して行うに足るか否かを判断するものである。

各事業者においては、その内容を従業者に周知徹底させ、適切な解体作業の実施等に努めることは当然である。

また、上記の趣旨から、標準作業書を許可申請にあたり都道府県知事等に提出すべきものの一つとして定めることを予定しており、各事業者は、申請時及び標準作業書の内容に

変更があった場合には届け出ることが必要となる。都道府県等においては、立入検査等の機会を通じ、作業が標準作業書にしたがって行われていることを確認することとなり、万一、実際の作業内容と標準作業書の内容に著しい乖離が見られる場合には、当該事業者は届出に係る自動車リサイクル法の手続き違反を問われることとなる。（なお、実際の作業が廃棄物処理法に基づく処分基準違反にあたる場合は、廃棄物処理法の改善命令の対象となる。）

イ 再資源化基準関係

再資源化基準に盛り込むべき内容について、後の工程におけるシュレッダーダストのリサイクル促進や有害物質の削減の観点から、以下の追加、修正を求める意見が多数寄せられた。

解体にあたり回収すべきものとして「蛍光管」を追加すること

同じく、「自動車以外のごみ、異物」も回収すべきものとする

破砕前処理業者の再資源化基準と同様に「解体自動車以外のものを混入させないこと」を明示すること

また、、に関連して、そのための作業方法等を標準作業書に記載すべきこと、また異物が混入している場合に引取を拒否できるようにすべきとの意見があった。

（考え方）

については、1.(1) のとおり対応する。

については、解体の過程で非意図的に異物が混入することは通常想定されず、破砕業者が解体業者から解体自動車の引き取りを拒否できる正当な理由の中に「異物の混入」も含める方向で検討することが適当であると考えられる。

解体業者までの段階（破砕前処理業者又は破砕業者に引き渡されるまでの段階）では、自動車以外の異物が混入されているかどうかの確認は容易であることから、引取拒否理由として定めることにより、異物が混入した形で解体自動車が引き渡される事態は原則防止できるものと考えられる。

2 . 破砕業に係る許可基準等について

(1) 意見を踏まえた修正(案)

寄せられた意見を踏まえ、「破砕業に係る許可基準等について(案)」のうち、基準に係る部分について下記のとおり修正を行うこととしたい。(修正後の案は別紙3)

破砕業許可申請者の能力に係る基準のうち、「標準作業書」に記載すべき事項として以下を追加(別紙3のp5参照)

- ・排水処理施設の管理の方法(当該施設を設置する場合に限る。)

(理由)

自動車破砕残さの保管施設から外部への汚水流出防止のために排水処理施設を設置する場合が想定されることから、その管理方法について標準作業書への記載を求めることとする。(これは、解体業許可申請者に対して「油水分離装置、ため枘の管理の方法」について記載を求めると同様の整理である。)

再資源化基準を以下のとおり修正(別紙3のp8参照)

解体自動車をその他の破砕物と区分して破砕すること自動車破砕残さが他の物の破砕残さと混合しないように、解体自動車の破砕を行うこと

(理由)

本再資源化基準の設定の趣旨としては、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の再資源化を促進するため、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破砕残さに対してかかっていることから、破砕業者において、自動車破砕残さとその他のものが混合しないように破砕するよう求めるものである。本基準案については、これを支持する意見が多数寄せられたが、その意味をより明確にするために表現を改めるもの。

(2) その他の意見

許可基準のうち施設に関する基準については、案の内容を支持する意見が多かった。一方、申請者の能力に関する基準(のうち標準作業書)及び再資源化基準に共通する事項

として、「自動車とその他の物の区分処理」に関する意見が大半を占めた。

具体的には、区分して破砕することは破砕業者にとって非常に負担が大きい事を指摘する意見や、現在まとめて処理しているものを、法施行後急に分けなければならないことは理解できない、との意見がある一方で、シュレッダーダストの再資源化を促進するため、また、ユーザーの負担するリサイクル料金の適正な使途確保の観点からも区分して処理すべき（基準案を支持する）旨の意見が多数寄せられた。さらに、より明確に「自動車破砕残さ以外のものを混入させないこと」と再資源化基準に明示すべきとの意見もあった。

また併せて、標準作業書において以下の事項を明記するよう求める意見が多かった。

自動車とその他のものを区分して破砕すること

解体自動車への異物混入を防止するための引取の際の作業項目（検査方法や異物が混入していた場合の対応など）

解体自動車から燃料類、廃油、廃液等（解体業者において取り除くべき物）が除かれていることの確認

（考え方）

区分することによる作業の効率性の問題や、一部の破砕業者における対応の困難さはあるものの、多くの意見にあったとおり、シュレッダーダストの再資源化を促進するために、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破砕残さに対してかかっていることから、破砕業者においては、自動車破砕残さとその他のものが混合しないように破砕することが必要である。このため、基本的に原案のとおりとし、趣旨をより明確にするため 1 . (2) に示した修正を行うこととしたい。

標準作業書に関する意見のうち、 については、留意事項にも示されているとおり、「ロ 解体自動車の破砕の方法」の中で運転管理の方法等について記載することで対応可能である。また、 、 については、引取を拒否できる要件として、異物が混入していないことや、除去すべき物品が除かれていないことを定めることにより、実態上の担保が可能と考えられる。

3 . その他

上記のほか、以下のような内容に関する意見が寄せられたが、これらは基準案の内容に関わるものというより、法の施行にあたって考慮すべき事項であり、今後、これらの意見も踏まえつつ、自動車リサイクル法の施行準備を進めていくことが必要と考えられる。

各自治体間の運用のばらつきに関するもの

整備業者における部品取り行為の扱い等に関するもの

廃棄物処理法の業許可取得業者の移行措置に関するもの

解体業者に対する支援措置に関するもの

解体業に係る許可基準等に対する意見の要約

事項	意見（要約）	意見数	考え方	
許可基準				
全体的な事項	基準の在り方	基本的に賛成（解体作業場、保管場所等を区分して具体的に設定したことに賛成等）	12	本基準案は、中小零細業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするとの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。（ ）
		零細事業者にも配慮がなされた良い案である。	1	
		基準は厳しく設定すべき。	2	
		許可基準と、維持管理や処分を実際に行う段階で遵守すべき基準が混在している。	1	
		全体的に現に解体業を営んでいる者の移行を意識しすぎで、あるべき姿を定めたものとなっていない。	1	
		廃油、廃液の地下浸透防止等がしっかりしていれば基本的に問題はない	1	
		施設面での基準に重きをおくべき。財務状態等は、ある程度自主性の基準を設けさせそれを審査する程度。	1	
	中小又は既存業者への配慮	この基準案では零細企業は業を継続できない。	1	上記 参照。なお、現在、解体業者にも適用可能な財政面での支援措置として、中小企業金融公庫等におけるリサイクル施設等に係る低利融資制度や、固定資産税に係る課税標準の特例の税制優遇措置がある。
		かなり厳しく、特に中規模業者にかかる経済的負担が大きい。	1	
		既存解体業者の現状から見ると本基準は厳しいため、特別経過措置的な対応が必要	1	
		大規模な業者を基にした基準によって零細業者が廃業に追い込まれることのないようお願いする	1	
		既存業者がスムーズに許可取得できるよう要望する	2	
		廃棄物処理法の業許可の基準から新たな負担が無いようにしてほしい	1	
		画一的な許可基準ではなく事例毎に柔軟な運用をお願いする	1	
	小規模解体業者について、実務年数の考慮、土地所有の状況、地域性の考慮、敷地面積が一定規模以下の者に対する特別の基準設定を配慮してほしい	1		
	標準作業書の扱い	標準作業書の常備、周知等で能力を測ることに賛成。	8	標準作業書は、解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものであるか否かの判断基準の一つとして導入したものであり、施設の基準等と相まって解体業が的確に、かつ継続して行うに足るか否かを判断するものである。 この趣旨から、標準作業書を許可申請にあたり都道府県知事等に提出すべきものの一つとして定めることを予定しており、各事業者は、申請時及び標準作業書の内容に変更があった場合には届け出ることが必要。都道府県等においては、立入検査等の機会を通じ、作業が標準作業書にしたがって行われていることを確認することとなり、万一、実際の作業内容と標準作業書に著しい乖離が見られる場合には、当該事業者は届出に係る法手続き違反を問われることとなる。（ ）
		標準作業書に許可の基準を頼りすぎており問題。	2	
		標準作業書が抜け道となることを懸念	2	
		標準作業書に沿って作業が行われているか、監督者による確認や行政の監査など担保手段が必要。	11	
		標準作業書の実効性を担保するため、記載事項違反について改善命令ができるようにすること。	1	
標準作業書による場合には、標準作業書の記載により免除される事項、標準作業書の内容 を記載した標識を表示することを条文追加すべき		1	標識に記載するには内容が複雑かつ記述量も多く、実際の対応は困難。	

事項	意見（要約）	意見数	考え方
1(1) 使用済自動車解体するまでの間保管するための施設	<p>囲いの設置・保管区域の明確化</p> <p>塀の高さや強度等を数値で設定すべき。</p> <p>人の侵入防止のための囲いの設置に賛成</p> <p>解体作業を行っている事業所から離れた場所での不適正保管を防ぐ法規制を検討する必要がある。</p> <p>施設の鍵付き囲いは必要ない。（そもそも盗難対策は自己の責任で行うべき。また、囲いをつくったところで完全な放火対策にもならない。）</p> <p>保管ヤードすべてに柵の設置、コンクリート敷設等るとかなりの費用負担となり対応できない。また、保管場所は借地の場合が多く、地主の認可を取ることが困難。</p> <p>保管の高さ、台数、保管期間について定めるべき</p> <p>解体処理能力と保管場所がバランスのとれたものであることが必要。これらを許可証に記載すべき</p>	3	保管の状態や周囲の状況などにより様々であり、一律に規定することは困難。ただし、「人の侵入防止」という目的から自ずと明らかになるものと考ええる。
		2	
		1	解体作業場から離れた場所に保管場所を設ける場合も当然、規制の対象となる。
		2	上記 参照。なお、囲い設置の目的は、「人の侵入防止」であり、完全とは言えないものの一定の効果は期待されるところ。
		1	上記 参照。なお、基準案にあるとおり、廃油、廃液の漏出のおそれがない車の保管場所についてはコンクリート敷設は不要。
		2	保管の状態や保管量については廃棄物処理法の基準が適用となる。なお、当該廃棄物処理法の基準についても今後、使用済自動車の特性等を踏まえた基準のあり方について別途検討を行うこととしている。
	1	全ての情報を許可証の中に記載することは困難であるものの、処理量や保管場所に関する情報は、許可申請に際して都道府県等が把握、確認することとなる。	
	<p>廃油等の漏出のおそれのある自動車対応</p> <p>廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車については、標準作業書の有無に係わらず、地下浸透及び外部への流出防止の措置が必要</p>	1	資料(1.(1))のとおり修正(標準作業書で「漏出防止措置」についても明らかとされることを求める等)。基準設定の考え方については上記 及び のとおり。
1(2) 燃料採取場所	<p>基準の内容</p> <p>燃料採取場所の基準を定めることに賛成</p> <p>「ただし、・・・この限りではない」の規定について、事業者の取組や主観に左右される標準作業書で例外を設けるべきではない。</p> <p>燃料採取りの場所を明確にすることを基準に盛り込むべき</p> <p>油水分離装置等の設置が必要</p> <p>解体作業場と同様、屋根に関する基準を追加すべき</p>	2	
		2	上記 及び 参照
		1	本基準案を定めることにより、許可申請の際には、どこで燃料採取等を行うかといった情報も当然示す必要がある。
		1	留意事項に示すとおり、ガソリン、軽油は揮発性が高くかつ粘性が低いため、床面にこぼれた場合は速やかに排水溝に流入することが考えられ、ため枘等（油水分離装置も含む）で受けてできる限り速やかに汲み上げることが必要であることから、本案としたところ。
		2	燃料の抜き取りは屋根等を設けた解体作業場において行われることも多いが、本基準案は換気等の観点からやむを得ず解体作業場以外の場所で抜き取りを行う場合を想定しているもの。また、燃料の採取は、通常、持ち上げた車体の下で行うことから、降雨時に屋外で行う場合であっても、雨水の混入及びそれによる流出は概ね防ぐことが可能。
1(2) 解体作業場	<p>全般</p> <p>解体作業場の基準を定めること及びその内容に賛成</p> <p>解体作業場の場所を明確にすることを基準に盛り込むべき</p> <p>具体的なモデルを示すことが必要</p>	3	
		1	本基準案を定めることにより、許可申請の際には、どこで燃料採取等を行うかといった情報も当然示す必要がある。
		1	解体業者の実態は、事業場の立地条件、使用する重機の種類や処理する使用済自動車の種類、台数等の条件によって様々な場合が想定されることから、現時点で一律のモデルとして示すことは困難。なお、今後、各解体業者の団体等において適切な解体作業のあり方等について検討が行われ、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが期待されるところ。

事項	意見（要約）	意見数	考え方	
1(2) 解体作業場	床面（燃料 採取場 所、部品 保管設備に も共通）	コンクリート床面、排水溝、油水分離槽に関しては最低限の厚さなど物理的基準を許可基準として明示すべき。	1	解体方法（重機の使用の有無等）や解体場所の面積、屋根の有無等の状況により様々であり、一律に規定することは困難であるものの、地下浸透の防止及び外部への流出防止という目的から自ずと明らかになるものとする。
		「コンクリートの表面を耐油塗装すること」も地下浸透防止の観点から有効。	1	「これと同等以上の効果を有する措置」の一例として考えられる。
		何も処置をしないコンクリートの上に鉄板を敷くだけでは不適切。鉄板の全部溶接まで決めるのであれば良い。	1	「地下浸透防止」の目的が明示してあることから、鉄板を敷設する場合にすぎ間があって地下に廃油等が浸透してはならないことは明らか。
	油水分離装置	廃液は油水分離槽で分離、回収できないのでそもそも流れ込まないしくみとすることが必要。	1	資料(1.(1)及び)のとおり修正(「廃液」を削除)
		屋根のある小規模な作業場においては、廃油廃液は1台づつ受け皿に取り、こぼれた場合もすぐにふき取るため油水分離装置が無くとも適切な対応が可能。	1	資料(1.(1))のとおり修正(当該小規模作業場も念頭に置いた基準案とする)
	屋根の設置	降雪地域では屋根は必ず必要。(解体作業場に降った油まみれの雪は油水分離槽を通す事ができない。)	1	上記参照。なお、解体作業場に降って廃油等を含んだ雪については、そのまま外部に排出すれば廃棄物処理法の処分基準違反となり、適切に処理することが必要となる。
		解体作業場に屋根は不可欠	1	本基準案においても屋根等は原則必要としているものの、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合が想定されるため例外的に十分な能力を有する油水分離装置の設置による代替措置を認めているもの。
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	
		基本的に異議はないが、「屋根、覆いその他」の規定について、自治体ごとに解釈・見解のばらつきが出ないように指導して欲しい。	1	覆いについては雨水を防ぐ機能を有することが前提であり、当該機能を有するかどうかで判断することとなる。具体的な例等を示すことの必要性については、今後法施行に向けて検討することとしたい。
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	
		大雨時にも問題のない油水分離装置の能力について、計算根拠の確認及び現地での確認を明文化すべき	1	留意事項にあるとおり、「構内舗装・排水設計基準」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等から処理すべき雨水等の量を計算し、その量を勘案した能力を確保することが必要である。都道府県等においては、許可申請時に装置の能力及びその設定根拠についても当然確認することとなる。
	市街化調整区域	「都市計画法第34条・・・が画一的な運用ではなく地域の実情に応じた運用」とあるが、許可基準は全国一律でなければならないと思う。	1	自動車リサイクル法の許可基準は全国一律のものである。なお、当該箇所は、都市計画法の関係規定が地方公共団体における自治事務とされており、地域の実情に応じて対応することとされていることに言及したもの。
		市街化調整区域における適正処理のための建築物の建築を認めるよう自治体への理解促進をお願いする	1	留意事項にあるとおり、都市計画法の関係規定の運用については、画一的ではなく地域の実状に応じた運用を行うことが必要とされているところ、各都道府県等の許可担当部局に対し、開発許可担当部局との調整を十分に行うよう求めていくこととしている。
	その他	消防法に基づいた保管施設、地下タンク等の設置基準をお願いする。	1	消防法において必要な規制等が行われており、自動車リサイクル法で重ねて基準を設定する必要はない。なお、標準作業書において他の関係法令の遵守について記載することとしている。
1(2) 取り外した 部品を保管 するための 設備	基準の内容	廃油・廃液が流出する恐れのないパネル部品等の保管に設備要件を設けないのは適切な判断と評価。	1	
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	上記(解体作業場の基準中「屋根の設置」の項)参照
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	上記(解体作業場の基準中「屋根の設置」の項)参照
		廃油等が附着する部品を具体的に示してほしい	1	作業内容や使用済自動車の状態等によって異なり、一概に示すことは困難。
	留意事項の記載	「部品の保管に先立ち外部に附着した油分を十分にふき取り・・・すれば必ずしも屋根は必要としない」、このような例外を認めることは現場の混乱のもとになり、かつ担保が困難。	1	上記及び参照

事項	意見（要約）	意見数	考え方	
1(3) 解体自動車を保管するための施設	基準の内容	解体後の保管状態で雪が入らない構造とすることを基準に入れるべき。	1 上記 参照	
		保管場所に他者が不法投棄することを防げるので適切。	1	
2 解体業申請者の能力	標準作業書関連（具体的な記載内容に関する意見）	標準作業書の事項をより明確化するとともに、当該内容の適否を判断するための基準も併せて設けるべき	1 標準作業書は、許可申請者の能力を測るために作成を求めるものであることから、その内容について事細かに定めるよりは、事項についてのみ定め、その内容については許可申請者の判断に委ねることが適切。適否を判断するための指針（許可を行う都道府県等の参考とするためのもの）については、その必要性の有無も含めて検討したい。	
		許可する者の、標準作業書の審査能力育成が必要。	1	
		標準作業書の項目が多い。施設基準代替で求められているもの（イ、ロ、二、へ）以外は不要	1 標準作業書は、許可申請者の能力を測るために作成を求めるものであることから、施設基準に直接関係する事項のみならず、当該事業者の行う作業全般にわたるものであることが必要。	
		具体的な雛形等の明示を要望する	1 標準作業書は解体業許可申請者が日頃行っている解体の方法を示してもらうことにより、当該者が業を的確に行う者か否かを判断する材料の一つとしようとするものであり、定型化した雛形を行政として示すことは不適切。	
		標準作業書について、解体業者の要望を取り入れ、簡便に記載でき、誰もが分かりやすい統一した記載フォームとするよう配慮して欲しい。	1 なお、留意事項にも記載のあるとおり、解体業者の団体や自動車製造業者等において適切な解体方法について検討し、その成果を普及していくことが望まれるところ。	
		エアバッグの回収方法は、逆に自動車製造業者等からの標準作業書の配付が必要	1 留意事項に記載のあるとおり、解体業者の団体や自動車製造業者等において適切な解体方法について検討し、その成果を普及していくことが望まれるところ。	
		解体業者の団体や自動車製造業者等が研修会開催等を実施することは非常に良い。	1	
		解体業者における異物混入防止も重要。標準作業書の項目に、異物を引き取らないための措置、引取検査方法等を追加すべき。	11 解体の過程で非意図的に異物が混入することは通常想定されず、破砕業者が解体業者から解体自動車の引き取りを拒否できる正当な理由の中に「異物の混入」も含める方向で検討することが適当。（ ）	
		標準作業書で、バッテリー、燃料、オイル、冷却液、蛍光管の「事前選別」が確実に実行されることを確認すべき。	9 資料(1.(1))のとおり修正(標準作業書に記載を求める事項の内容に追加)	
		事業計画書、収支見積書関連	事業計画書等の審査を行うことに賛成	3
			「使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管して撤去が事業計画の中で示されていない場合解体業を継続できない」を支持。	1
			野積み等防止のため、解体実績を事業計画に含めることに賛成。	7
			現に業を営んでいる者が不適正な保管を行っている場合には不許可とすることが不明確	1 留意事項に記載のあるとおり、現時点で不適正な保管を行っており、その改善が事業計画書等において示されない場合には、解体業を継続できないものと認められる。
事業計画書の審査は、必要に応じ民間の専門家を参加させるなど厳格に行うべき	1 事業計画書等は、許可権者である都道府県等において解体業申請者の能力が許可基準に合致するか否かを判断するために用いるものである。			
整備業者について特例措置をお願いする（本業が自動車整備であり、必要な部品のみ取り外しているため、解体業としての収支等の算定は困難。）	1 密接不可分な部分については厳密に切り分けを行う必要はなく、可能な範囲で解体業に関する事業計画及び収支見積書を示せば良いと考えられる。			
廃液、フロンガス、エアバッグ処理等の実績も参考にしているかどうか	1 留意事項にあるとおり、事業計画書には解体実績等も含めて記載することとしている。			

事項	意見（要約）	意見数	考え方
再資源化基準			
全体的な事項	解体業者の再資源化基準が設けられることに賛成	2	商品価値の有無に関しては御指摘のとおりであるが、現実に不適正な保管の実態が見られることも踏まえ、より適切な措置を求めるため法に基づく再資源化基準の一つとして規定するもの。
	保管方法が悪ければ商品価値が低下することは当然。基準化する必要を感じない。	1	
(1) 保管の方法	鉛蓄電池等の分別回収が確実に実施されることをお願いする。	1	
(2) 解体の方法	鉛蓄電池等の分別回収	解体工程で鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液などの事前選別が重要。	3
		タイヤ、バッテリーなどを混入させないように基準を作成するとともに、その運用段階での取り締まり等をきちんとしてほしい	2
	自動車破砕残さ中の有害物質削減のため、蛍光管も分別回収する必要がある。（事前選別ガイドラインの事前回収物品はすべて対象とすべき）	8	資料(1.(1))のとおり修正(「蛍光管」を追加)
	他の物の回収の必要性	「自動車以外のごみ、異物」も追加すべき	3
破砕前処理業者同様、「破砕施設等での適正な再資源化を促進するため、解体自動車以外のものを混入させないこと」の規定を設けるべき。		11	
その他	自動車以外のごみを混入させた業者に対する許可の取消といった制裁措置も厳格に基準化してほしい	1	

破砕業に係る許可基準等に対する意見の要約

事項	意見（要約）	意見数	考え方	
許可基準				
全体的な事項		基本的に賛成	1	本基準案は、中小零細業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。
		標準作業書に許可の基準を頼りすぎており問題。	1	
		許可基準と、維持管理や処分を実際に行う段階で遵守すべき基準が混在している。	1	
		全体的に現に解体業を営んでいる者の移行を意識しすぎて、あるべき姿を定めたものとなっていない。	1	
1(1)解体自動車を破砕等するまでの間保管するための施設	基準の内容	自動車とその他のものをしっかり区分できる体制と施設を義務付けすべき。	1	再資源化基準において対応
		囲いの設置、保管区域の明確化に賛成	7	
1(2)破砕施設	基準の内容	本案に賛成	3	
		騒音、振動、粉じんなど生活環境の支障が生じやすいのでこれらの発生防止のための措置を組み入れてほしい	1	本基準案で対応済み
		産業廃棄物処理施設でない小規模施設の場合の判断基準が不明確。同様の判断基準を適用する等を明記すべき	1	小規模施設であっても「生活環境保全の支障が生じないよう必要な措置を講じた施設であること」を基準案としており、実質上対応済み。
	その他	「廃棄物処理法の規定による許可」との引用は不要	1	破砕施設（シュレッダー施設）の大半は廃棄物処理法に基づく施設許可を取得しており、環境保全上適正な処理を行うことが既に担保されていることから、事務処理上の手続きの簡素化等の観点から、これを基準とすることとしたもの。
		廃棄物処理法の施設許可を取得していない事業者について円滑な許可取得への配慮をお願いする。	1	
1(2)破砕前処理施設	基準の内容	本案に賛成	2	
		騒音、振動、粉じんなど生活環境の支障が生じやすいのでこれらの発生防止のための措置を組み入れてほしい	1	本基準案で対応済み
		破砕施設と合わせ、廃棄物処理法上の施設許可を取得している施設がよい	1	破砕施設と異なり、おおよそ全ての破砕前処理施設が廃棄物処理法の施設許可が必要な施設ではないことから、案の通りとしているが、「生活環境保全の支障が生じないよう必要な措置を講じた施設であること」を基準案としており、
		産業廃棄物処理施設と同様の判断基準を適用する等を明記すべき	1	実質上対応済み。

事項		意見（要約）	意見数	考え方
	留意事項の記載	移動型の施設（ソフトプレス車）について、環境保全上支障が生じない事と在るが、「解体業の保管基準を満たした場所」とした方がはっきりする	1	解体作業場に限らず、その他の地下浸透防止等措置がなされた場所で処理する場合、廃油等を回収する場合等が考えられることから、一律に解体作業場に固定することは不適當。
1（3）自動車破砕残さの保管施設	基準の内容	一から四項に掲げる許可基準案について、環境保全等の観点から賛成。	11	
		破砕残さを特定した基準設定とすることに賛成	2	
		A S Rの含水率低減の観点から屋根等の設置は必須要件とすべき	5	生活環境保全の見地からは、屋根等が無い場合でも、十分な処理能力を有する排水処理施設の設置等による代替措置が可能であることから本基準案とするもの。なお、含水率については、自動車製造業者等が定める引取基準において必要に応じて対応がなされることが想定される。
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	覆いについては雨水を防ぐ機能を有することが前提であり、当該機能を有するかどうかで判断することとなる。具体的な例等を示すことの必要性については、今後法施行に向けて検討することとしたい。
1（4）圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設	基準の内容	本案に賛成	2	
		この状態の解体自動車は雨雪が直接侵入できる状態になっていることから、雨水侵入防止のための屋根・覆いの設置が望ましい。	1	解体自動車の段階では、漏出のおそれのある廃油、廃液は除かれていることから屋根等の設置は必要ないと考えられる。なお、雪等が混入することによる自動車破砕残さの性状上の問題については、自動車製造業者等が定める引取基準において必要に応じて対応がなされることが想定される。
2 破砕業申請者の能力	「標準作業書」	「標準作業書の常備・周知」は、破砕業者が適正処理を実行することを示すソフト基準として評価。	1	
		標準作業書の項目に引取の際の作業項目（異物混入の検査方法、混入していた場合の対応等）を追加すべき。	16	
		標準作業書に解体自動車とそれ以外の廃棄物を区分して破砕する運転管理の方法が記載されていることが必要。	9	
		区分して破砕することは、「口 破砕の方法」の中で書かれると思うが、これを徹底するため、最低限記載すべき事項についてガイドラインを示すか、留意事項の中に記載すべき	1	留意事項にも示されているとおり、「口 解体自動車の破砕の方法」の中で区分するための運転管理の方法等について記載することで対応可能。また、異物の混入については、引取を拒否できる要件として、異物が混入していないことや、除去すべき物品が除かれていないことを定めることにより、実態上の担保が可能と考えられる。（ ）
		区分して破砕する実務運用が標準作業書の通りできているか、許可時の確認が必要	1	
		A S R中の有害物質の低減及びA S R再資源化促進を図るため、標準作業書には、解体自動車から「燃料類、オイル類、冷却液、バッテリー、蛍光管」が選別されていることが示されていることが必要。	10	
		「排水処理施設の維持管理」を追加すべき	1	資料（2.（1））のとおり修正（排水処理施設の管理の方法を追加）
		事業計画書または収支計画書による経営状況の確認は必須。	3	
	破砕実績の記述を求めることに賛成	1		

事項		意見（要約）	意見数	考え方
	事業計画書、 収支計画書	現に業を営んでいる者が不適正な保管を行っている場合には不許可とすることが不明確	1	留意事項に記載のあるとおり、現時点で不適正な保管を行っており、その改善が事業計画書等において示されない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。
		債務状況の基準など、自治体での厳格かつ一律的に判断できる基準が必要	2	適否を判断するための指針（許可を行う都道府県等の参考とするためのもの）については、その必要性の有無も含めて検討したい。
		許可取得時だけでなく途中段階での審査もできるように検討お願いする	1	
再資源化基準				
1．破碎業者による解体自動車の再資源化	解体自動車をその他の破碎対象物と区分して破碎	現在、ASRとその他のものを混焼しているのに、リサイクル法が発効したとたんに分けなければ再資源化の促進にならないと言うのは理解できない。	2	区分することによる作業の効率性の問題や、一部の破碎業者における対応の困難さはあるものの、多くの意見にあったとおり、シュレッダーダストの再資源化を促進するために、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破碎残さに対してかかっていることから、破碎業者においては、自動車破碎残さとその他のものが混合しないように破碎することが必要である。
		解体自動車をその他の破碎対象物と区分して破碎することは、破碎業者にとって、非常に負担が大きいことを理解してほしい。	1	
		解体自動車及びASRの再資源化の促進のため、自動車とその他のものを区分して破碎することが必要（本基準案を支持）	14	
		ユーザーの負担するリサイクル料金の適正な使い道を確認するため、ASRと車以外のものをしっかりと区分してほしい。	3	
		「自動車破碎残さ以外のものを混入させないこと」と明示すべき	6	
	資料（2.（1））のとおり修正（「他の物の破碎残さと混合しないように破碎を行う」との表現明確化）			
金属類の回収	金属類について技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めることは、結果として自動車破碎残さを減らすことにも繋がり、賛成	2	基準案においても「技術的かつ経済的に可能な範囲」で回収することとしており、対応済み。	
	金属類の回収は重要だが、エネルギーとコストに見合う範囲内で行うべき	1		
2．解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理	破碎前処理後は原型を確認できなくなるため、ここでの異物混入防止が重要	6	上記 参照	
	さらに、圧縮、せん断後の保管時や運搬時に異物混入させないことを明示すべき	1		
	全部再資源化を実現するために破碎前処理業者は一定の製品基準を確保する必要がある	1		基準案において解体自動車以外のものを混入させないこととしており、一定以上の水準は確保される。それ以上の製品基準等は、各事業者間の取り決め等において対応がなされるものと考えられる。

その他の意見

事項	意見（要約）	意見数
リサイクルパーツの利用促進	再資源化を促進するため、リサイクルパーツの利用促進を法の中で示してほしい。	1
タイヤ、バッテリー等の対応	指定回収物品に廃タイヤ、廃バッテリー、LLCを含めてほしい。	2
	これら3品目が少なくとも無償で回収されるシステムの構築を要望	1
	タイヤメーカー、バッテリーメーカーの責任の位置づけを明確にしていきたい	1
引取の際の基準 各自治体間のばらつき	関連事業者の引取を拒否する「正当な理由」として「使用済自動車以外のごみの混入」を規定すべき。（また、入っていた場合の返却方法についても規定すべき）	9
	各自治体間の運用、解釈のばらつきがないようにしてほしい。	6
	自治体による上乗せ規制が加わらないようにしてほしい	1
	ばらつきをなくすため自動車リサイクル法に関する窓口を設置して欲しい。	3
	経済産業省、環境省主体の施行としてほしい	1
解体の定義	解体業の定義の解釈を「引取業者又はフロン回収業者から引き渡された使用済自動車又は解体自動車（他社により解体された後の残存物）の解体を業として行う事業」にしていいただきたい。	1
	自動車分解整備事業者が行う部品取りは、解体と見なさないよう要望する。	3
整備業者等の特例的な取扱い等	法の施行時点で自動車分解整備事業を営んでいる事業者については特例を設ける等簡素化を図ってほしい。	5
	分解整備業者に応じた許可基準を設定すること。例えば部分解体業制度等の設定。	1
	フロン回収破壊法と同様、道路運送車両法における自動車分解整備事業者の認証によって解体業の許可が取得できるようにすべき。	2
	手間のかかる行為（廃油、廃液）の処理を最初の解体業者が行うことを想定されているが、必要な部品取りの解体処理のみを認めること。	1
	部品やその他有用なものなどの抜き取りを行う者に対する許可基準を別途制定する必要がある	1
	今後の環境保全等に自動車整備振興会と連携を密にしてほしい	1
不法投棄対策	解体や破砕業者ばかりでなく、自動車整備や修理工場が廃車を野積み又は放置している場合が多々あると思われるため、このような場合に配慮した規制も必要。	1
	法施行後に許可基準に達しなかった既存の業者の保管している使用済自動車の処理はどうなるのか。	1
	外国人やユーザーによる不法投棄対策を徹底してほしい	1
廃棄物処理法業許可取得業者の移行措置	廃棄物処理法の業許可取得している解体業者、破砕業者の経過措置による移行について、速やかに自動車リサイクル法の許可基準に合致させる等の条件を加える必要がある。	5
	新たに許可を取得する者と、適正処理や環境保全の面で差異が生じないようにすべき	1
	現状、違法な農地転用を行っている業者があるが、安易に移行させるべきでない。	1
	廃棄物処理法の業許可取得業者に対する経過措置に反対	1

事項	意見（要約）	意見数
破砕前処理の扱い	解体業者の行うプレスは、土地が狭く保管場所を確保するために行うものであり、破砕業とは異なる。	2
作業時の検査	定期検査を義務付け、基準に満たない場合は即時作業停止を命じることができる規定を設けるべき。	1
解体業者への支援措置等	既存の解体業者に対して、特別救済措置（営業場所の規制緩和、設備投資支援、施設誘致等）を検討して欲しい。	3
	電子マニフェストの利用マニュアルを作成して無料配布して欲しい。	1
	許可申請手続きを組合で取りまとめ提出するなど、組合運営を考慮したシステムの検討をお願いする	1
	許可制ではなく、まずは登録制とし、徐々に昇格させる仕組みとすべき	2
その他	廃棄物処理法の許可取得までに役所の手続きや審査で約2年かかる。せめて半年ぐらにならないか。	1
	法を遵守する者が報われるよう実施をお願いする	1
	解体業者による中古車輸出を認めてほしい	1
	フロン券は不要という業者が周りに多いため、適切な指導をお願いする	1
	ガソリンやバッテリー廃液等の廃液が排出されることから、特別管理産業廃棄物の管理責任者を置くべき	1
	全部再資源化（電炉への投入）について、自動車製造業者等が処理費用をどのように配分するかを法体系化すべき	1

解体業に係る許可基準等について（案）

許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第62条）

その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 事業の用に供する施設

(1) 使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設

解体作業場以外に使用済自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた場所とすること。

【趣旨】

- ・使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・小規模な解体事業者にみられるように、使用済自動車を引き受けてその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。

- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、使用済自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

廃油、廃液の漏出のおそれのある使用済自動車を保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該使用済自動車から廃油及び廃液の抜き取り及び漏出防止措置が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

- 一 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 廃油~~・~~廃液の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油及び廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書（後述。「2．解体業許可申請者の能力」参照。）で明らかにされていない場合には、廃油、廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（2）に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油及び廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

(2) 使用済自動車を解体するための施設

燃料採取場所

解体作業場以外に使用済自動車から燃料を抜き取る場所を設ける場合には、次の一及び二の要件を満たす場所とすること。

- 一 燃料の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 燃料の外部への流出を防止するため、ため枘又はこれと同等以上の効果を有する装置及びこれらに接続された排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水

溝、そしてため桝に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも場外への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にため桝から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。

- ・排水溝に接続するため桝については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置を共有する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- ・消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）200リットル以上、軽油等の第2石油類 1,000リットル以上、エンジンオイル等の第4石油類 6,000リットル以上とされている。また、市町村の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上 200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。
（なお、以上の消防法に係る内容は、燃料採取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。）

解体作業場

以下の一から四の要件を満たす解体作業場を有すること。

- 一 使用済自動車から廃油（ガソリン、軽油等の燃料は除く）、廃液を適正に抜き取ることができる装置を有すること。ただし、適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油（燃料は除く）、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りでない。
- 二 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 三 廃油、廃液の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがなく、かつ、標準作業書により外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨明らかにされている場合にはこの限りでない。
- 四 雨水にともなって廃油、廃液が流出することのないよう、屋根、覆いその他雨水が床面にかからないようにするための設備を有すること。ただし、屋根等の設置が著しく困難であり、十分な能力を有する油水分離装置が設けられている等により降雨時でも外部への廃油、廃液の流出がない場合はこの限りでない。

【趣旨】

- ・解体の工程での使用済自動車からの廃油及び廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。
- ・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

- ・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。

・三の「解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがない構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。

横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

また、標準作業書により「外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨」明らかにされているとは、

万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
解体作業場の清掃に水を用いないこと

等が示されている場合が考えられる。

- ・油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

- ・また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- ・油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。
- ・なお、市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第34条第10号口等に基づき、都道府県知事等により開発の許可がなされる場合がある。その運用については、国土交通省より地方公共団体の開発許可部局に示されている「開発許可制度運用指針（平成13年5月2日国総民第9号）」において、画一的な運用ではなく条例や審査基準の制定等を通じて、地域の実情等に応じた運用を行うことが必要であることとされているので、市街化調整区域における屋根等の設置については、解体業の許可権者は開発許可担当部局とも十分調整しつつ適切に判断することが必要である。

取り外した部品を保管するための設備

解体作業場以外の場所で、取り外した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該部品からの漏出防止対策が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

- 一 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、底面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 雨水にともなって廃油、廃液が流出することのないよう、屋根、覆いその他雨水が当該部品にかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 廃油が付着した部品や鉛蓄電池から廃油、廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

(3) 解体自動車を保管するための施設

解体作業場以外に解体自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた場所とすること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の保管場所についても使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

< 使用済自動車の保管場所と同様 >

2 . 解体業許可申請者の能力

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- イ 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ロ 廃油、廃液の抜き取り、外部への流出防止及び保管の方法
- ハ 解体の方法（指定回収物品及び再資源化基準に基づき回収すべき物品の回収方法を含む）
- ニ 油水分離装置、ため桝の管理の方法（当該装置を設置する場合に限る）
- ホ 解体に伴い発生する廃棄物の処理の方法
- ヘ 取り外した部品等の保管の方法
- ト 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- チ 解体業の用に供する施設の保守・点検
- リ 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、保管、解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成、常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意すること。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うこと。

- ・環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から見て使用済自動車の解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、解体実績（使用済自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第16条）

解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者による使用済自動車の再資源化

(1) 保管の方法

部品その他製品の一部として利用することができる有用な部品を回収できる使用済自動車については、当該有用な部品が破損し、又はその取り外しに支障が生ずることのないよう適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・使用済自動車を山積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項等】

- ・具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

* 使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなるが、これらについては使用済自動車の特性を踏まえて別途検討を行う。

(2) 解体の方法

部品や素材として再資源化できる部品や部材については、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収するよう努めること。

取り外した部品や部材については、再資源化されるまでの間、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・有用な部品、部材の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・解体時に部品や部材を分別回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。

- ・「技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収する」とは、回収された部品の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限り分別回収を推進しようとするものである。

解体自動車の再資源化を促進するため、~~鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管~~を分別回収するとともに、技術的かつ経済的に可能な範囲で再資源化を自ら実施する又は実施できる者に引き渡すこと。

【趣旨】

- ・有用な資源の回収、解体以降の工程における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体の工程で分別回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破碎工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、自動車破碎残さの量を増加させ、また、これらが自動車破碎残さの中に混入し、自動車破碎残さのリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については分別回収を行うこととする。
- ・なお、分別回収した部品等を技術的、経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・「廃油、廃液の分別回収」とは、
 - ・使用済自動車から廃油、廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること又は、
 - ・適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油、廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

破砕業に係る許可基準等について（案）

許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第69条）

その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 事業の用に供する施設

(1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた解体自動車の保管場所を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

(2) 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

破砕施設

当該施設が廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、この規定による許可（第 15 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた場合にあっては、この規定による許可）を受けている施設であることとし、その他の場合にあっては、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた施設であること。

【趣旨】

- ・解体自動車の破砕を行う者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常 1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設である。

都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。

破砕業の許可の審査にあたっては、許可証の写しの添付等により申請書類の簡素化を図ることが可能と考えられる。

- ・一方、破砕施設の 1 日当たりの処理能力が 5 トン未満の場合には、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

破碎前処理施設

解体自動車の圧縮又はせん断を業として行う場合には、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた解体自動車の圧縮又はせん断施設を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。
- ・圧縮又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

(3) 自動車破碎残さの保管施設

以下の一から四の要件を満たし、十分な容量を持つ自動車破碎残さの保管施設を有すること。

- 一 汚水の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 自動車破碎残さ自体から汚水が生じ、外部に流出するおそれがある場合には、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及びこれに接続された排水溝が設けられていること。
- 三 屋根、覆いその他雨水が自動車破碎残さにかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられている等により降雨時でも外部への汚水の流出がない場合はこの限りではない。
- 四 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さの飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さの保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・排水処理施設の能力は、自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- ・「自動車破碎残さ自体から汚水が生じ」る場合としては、湿式の破碎施設で発生する自動車破碎残さである場合が考えられる。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「外部に流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。
- ・「側壁その他の設備」としては、コンテナ等が考えられる。

- ・また、一般に自動車破砕残さは発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

(4) 圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設

圧縮又はせん断した解体自動車の保管を行おうとする場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所とすること。

【趣旨】

- ・圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・圧縮又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

2. 破砕業許可申請者の能力

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- イ 解体自動車の保管の方法
- ロ 解体自動車の破砕の方法（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断の方法）
- ハ 排水処理施設の管理の方法（当該施設を設置する場合に限る。）
- ニ 自動車破砕残さの保管の方法（破砕前処理を業とする場合には圧縮又はせん断した解体自動車の保管の方法）
- ホ 解体自動車及び自動車破砕残さの運搬の方法
- ヘ 破砕業の用に供する施設の保守点検
- ト 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、破碎又は破碎前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成、常備し、破碎（破碎前処理を業とする場合には圧縮又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破碎業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、破碎作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など破碎作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の破碎作業手順等は、破碎に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意すること。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うこと。
- ・環境保全上良好な破碎工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破碎業者の団体等において破碎の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破碎が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から見て解体自動車の破砕（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断）を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、自動車破砕残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・解体自動車や自動車破砕残さを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破砕残さ等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと認められる。

再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第18条）

(1)破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(2)破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準

破砕前処理業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

1. 破砕業者による解体自動車の再資源化

~~解体自動車の再資源化を促進するため、解体自動車の破砕を行うときは、鉄、アルミニウム、その他容易に回収できるの金属類については、技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めること。~~

~~自動車破砕残さの円滑な再資源化を促進するため、解体自動車をその他の破砕対象物と区分して破砕すること。自動車破砕残さが他の物の破砕残さと混合しないように、解体自動車の破砕を行うこと。~~

【趣旨】

- ・ 有用な金属類及び自動車破砕残さの再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

2. 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理

~~破砕施設等での再資源化を促進するため、解体自動車以外のものを混入させないこと。~~

【趣旨】

- ・ 圧縮又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉、転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。